

景観形成基準 (基準の見方の説明)

「石垣市風景計画」のあらまし

石垣市風景計画 (テキスト版-全 88 P) 中、第 7 章 (7-2-1) 建築物の新築等を行う場合の基準 (68 P) からの抜粋です。

<p>高さ</p>	<p>・自然風景域では、建築物の地盤面から最上部までの高さをそれぞれ次のとおりとします。</p> <p>(1) A-1 八重の山並地区…原則として7m以下とするが、当該建築物が、<u>良好な景観の形成のための方針に則り、かつ、周辺の自然風景と調和するように工夫された場合はその限りではないこととします。</u></p> <p>(2) A-2 サンゴの海浜地区…原則7m以下とし、<u>良好な景観の形成のための方針に則り、周辺の自然風景と調和すること。</u></p> <p>(3) A-3 ヒルギの河口・湿地地区…原則7m以下とし、<u>良好な景観の形成のための方針に則り、周辺の自然風景と調和すること。</u></p>
<p>屋根 (形状)</p>	<p>・<u>山並や稜線の輪郭と調和するように、屋根形状は可能な限り勾配屋根を採用することとします。</u></p> <p>・また、伝統的なまちなみ、歴史文化や風土と調和した風景を創出するため、<u>屋根は可能な限り勾配寄棟造りとし、その場合の勾配は4寸～5寸程度を目安とします。</u></p> <p>・全面的な赤瓦勾配屋根の採用が困難な場合であっても<u>部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がけることとします。</u></p> <p>・勾配屋根にする場合は、<u>可能な限り沖縄赤瓦葺きを採用し、固定方法も漆喰を使用するなど伝統的風景の創出に心がけるようにします。</u></p> <p>・陸屋根にする場合であっても、周辺の状況との調和を第一にし、<u>具体的には背景の山並や稜線を越えないことや、地形や植生に対する違和感が生じず、かつ、緑化修景と一体となった和らいだ印象となるようにします。</u></p>
<p>外壁</p>	<p>・<u>可能な限り木材や石材などの自然素材を用いるようにする。</u></p>

高さに関する基準

四角く、フラット(平面)な形状よりも勾配のある屋根並みが背景となる山の稜線とほどよく調和します。

自然が豊かな風景域では建物が高いと自然風景への眺めを遮り圧迫感を生じますので低層としています。

屋根に関する基準

伝統的な木造赤瓦屋根住宅は、風や雨の影響などを考慮して「寄棟造り」や一定の勾配が選択されてきました。風土と調和するような知恵を用いた住まいづくりは、風景上も地域らしさを創出します。

(屋根材や外観の意匠)

(陸屋根等)

赤瓦や勾配の建物だけでなく、陸(ろく)屋根住宅であっても、形状や意匠に配慮し、周囲を緑化修景することで、自然風景の中にあっても良好な雰囲気を創出することができます。

「有効空間」とは、敷地内に設ける風景づくりのための空間です。建物を敷地境界ぎりぎりに建てないことや空いた空間をコンクリートで敷き詰めることにより、花や木を植栽(緑化)したり石・レンガなど自然素材で修景するようにします。

敷地内の建築物の配置・壁面の位置に関する基準

建築物の壁面の位置

・屋敷に対する主たる前面道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その場合の距離を5m以上(集落地区においては3m以上)とします。

・建築物は隣接境界線ぎりぎりに配置せず、隣接地側(主たる前面道路以外の道路に面する側を含む)には、有効空間が確保できるよう後退距離を設けることとし、その場合の距離を2m以上(集落地区においては1.5m以上)とします。

・ただし、土地の形状や面積などの現況、北側に主たる前面道路がある敷地において地域の特性に応じた建物の配置をする必要がある場合など、土地の有効活用や風土に根ざした家づくりへの配慮などの理由から上記後退距離を一律で確保することが困難な場合は、道路等の公共空間から容易に眺めることのできる場所において可能な限り後退距離を設けることとします。

「有効空間」は敷地が小さかったり、細長い形状の場合であっても工夫次第で設けることができます。

壁面緑化などの立体面の緑化やプランターなどを使って雰囲気づくりができます。